平成３０年（フ）第１号
愛媛県伊予市双海町上灘甲5858番地１　清流団地103号
債務者　米井みゆき
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第２３号
愛媛県松山市山越１丁目７番32号　南海ハイツ301号
債務者　森　　幸子
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第９号
佐賀県伊万里市波多津町井野尾1964番地１、前住所佐賀県伊万里市波多津町井野尾1964番地
債務者　森野　　徹
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成３０年（フ）第４５号
熊本県宇土市南段原町109番地５　那須アパート101号
債務者　西村　典久
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第４１９号
宮崎市昭栄町163番地
債務者　長嶺　朝海
1　決定年月日時　平成30年２月23日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第１５号
鹿児島県霧島市国分清水１丁目８番21号　五月荘Ｂ103号室
債務者　恒吉　直樹
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２９年（フ）第１６３号
富山市上大久保288番地８
債務者　扇割美津子
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
富山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１９号
奈良県大和高田市礒野北町２番27号
債務者　山口富士男
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第１５５号
宮城県加美郡加美町四日市場字田尻４番地
債務者　半田　孝行
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第３１０号
兵庫県川西市花屋敷２丁目９番６号　Ｂ202
債務者　菅　　義之
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成３０年（フ）第２６号
兵庫県伊丹市中野西１丁目75番地　市住天神川第２　３―28号
債務者　高田　幸世（旧姓玉川）
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成３０年（フ）第２１号
福島県郡山市安積町日出山字神明下26番地　ＡＭＩハイツ205号
債務者　小宅　賢司
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第８１５号
名古屋市西区比良１丁目136番地の１　浅井ビル３Ａ号
債務者　寺田　智紀
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８１６号
名古屋市西区比良１丁目136番地の１　浅井ビル３Ａ号
債務者　寺田美智子（旧姓只野）
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第５５号
名古屋市昭和区八事富士見1404番地　サンルーム名古屋320号
債務者　中村　公治
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１２２号
名古屋市南区弥次ヱ町４丁目74番地の２　弥次ヱ荘６棟1104号
債務者　吉田　康男
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１２３号
名古屋市南区弥次ヱ町４丁目74番地の２　弥次ヱ荘６棟1104号
債務者　吉田　富江
1　決定年月日時　平成30年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部